

# 社団法入土木学会 トンネル工学委員会 表彰規程

平成14年 9月20日制定  
社 団 法 人 土 木 学 会  
ト ネ ル 工 学 委 員 会

## (総則)

第1条 トンネル工学委員会による研究発表会における表彰は、この規程による。

## (目的)

第2条 本規程による表彰は、以下を目的とする。

1. 論文・報告内容、講演技術の向上に寄与する。
2. トンネル研究者、技術者の参加意欲の向上を図る。
3. トンネル工学研究発表会の活性化に貢献する。

## (賞の種類)

第3条 表彰は、次のトンネル工学委員会に係わる賞を授与して行う。

1. トンネル工学研究発表会優秀講演賞
2. トンネル工学研究発表会優秀講演奨励賞

## (トンネル工学研究発表会優秀講演賞)

第4条 トンネル工学研究発表会優秀講演賞は、トンネル工学研究発表会において、論文・報告内容の講演が簡潔明瞭で優れた講演を行った者に授与する。

## (トンネル工学研究発表会優秀講演奨励賞)

第5条 トンネル工学研究発表会優秀講演奨励賞は、トンネル工学研究発表会において、論文・報告内容の講演が簡潔明瞭で優れた講演を行った30歳以下（トンネル工学研究発表会講演日）の者に授与する。

## (受賞対象者)

第6条 トンネル工学研究発表会の論文は申込み時の講演者、報告は版下原稿提出時の講演者とする。なお、講演者が変更となった場合は対象外とする。また、複数年受賞は可とする。

## (賞の決定)

第7条 賞の決定は以下の手順により行う。

1. 論文集F1(トンネル工学)特集号編集小委員会は、別途定めるトンネル工学研究発表会優秀講演賞／優秀講演奨励賞審査要領に基づき、受賞候補者を決定する。
2. 論文集F1(トンネル工学)特集号編集小委員会委員長は、受賞候補者をトンネル工学委員会に推薦する。
3. トンネル工学委員会は、受賞者を決定する。

## (表彰の時期・方法)

第8条 表彰は、土木学会トンネル工学委員会委員長名で行う。

トンネル工学委員会のホームページにおいて、氏名を発表するとともに、後日、表彰状を送付する。

## (変更)

第9条 この規程は、トンネル工学委員会の議決により変更することができる。

付則 この規程は、2002年度、第12回トンネル工学研究発表会から施行する。

制 定	2002年 9月20日
一部改正	2006年 6月 8日
一部改正	2006年 9月27日
一部改正	2006年12月 7日
一部改正	2007年11月20日
一部改正	2010年 2月10日
一部改正	2010年12月 3日